

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
あつたときは、
翌日の日)

目次

- ◇ 告 示 町の区域の変更等
- 字の区域の変更
- 土地改良法による換地処分(三件)

告 示

鳥取県告示第千二百二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による成実地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する町及び字の名称

同上の区域(昭和五十六年四月七日現在の地番による。)

古市字竹定

古市字竹定のうち二一〇の一の一部、一一一の一部、一一六の一部、一一七の一の一部、一一七の二、一一八の一部、一一八の二及び一一九の二の二以外の区域

古市字ケツナ

古市字ケツナの全域、古市字竹定二一七の一の一部、一一七の二、一一八の一の一部、一一八の二及び一一九の二の一部、古市字坂ノ前北一七七から一七九まで、一八二から一八五まで、一八六の一、一八六の二、一八七及びこれらと一体をなす国有地、古市字坂ノ前西二一から二四まで、二二五の一、二二五の二、二二七、二二八の一の一部、二二八の二の一部、二一九の一、二一九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇八の一、二一〇の一及び二二〇の二と一体をなす国有地の一部、古市字坂ノ前道ノ上三二一と一体をなす国有地の一部、古市字赤畑二二〇の一、二二〇の二、二二二の一、二二二の二、二二二、二二三の二の一部、二二三の二の一部、二三四の一部、二三五、二二六及びこれらと一体をなす国有地、古市字アンケツ二二七、二二八の一部、二二九の一部、二三〇、二三一、二二三の一、二二三の二、二二三の三の一部、二二六の一部、二四五の一の一部、二四五の二、二四五の四、二四五の五及びこれらと一体をなす国有地、古市字八反田二四六の二の一部、二四六の四の一部、二四六の六、二四六の七の一部、二四六の八、二四七の一の一部、二四七の二、二四八の一の一部、二四八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに古市字山畑三二〇の二並びに三二四の一、三一

古市字坂ノ前北	八、三一九及び三二〇の二と一体をなす国有地の一部
古市字坂ノ前西	古市字坂ノ前北のうち一七七から一七九まで、一八二から一八五まで、一八六の一、一八六の二、一八七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 古市字坂ノ前西のうち二一一から二一四まで、二一五の一、二二五の二、二二七、二二八の一の一部、二二八の二の一部、二二九の一、二二九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇八の一、二一〇の一及び二一〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
古市字坂ノ前道ノ上	古市字坂ノ前道ノ上のうち三二一と一体をなす国有地の一部以外の区域
古市字八反田	古市字八反田のうち二四六の二の一部、二四六の四の一部、二四六の六、二四六の七の一部、二四六の八、二四七の一の一部、二四七の二、二四八の一の一部、二四八の二、二四九の一の一部、二四九の三、二五〇の一の一部、二五〇の三、二五一の一の一部、二五一の三、二五二の一の一部、二五二の二、二五二の三、二五二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、古市字竹定一一〇の一の一部、一一一の一部、一一六の一部及び一一七の一の一部並びに古市字渡り瀬二五九の二の一部、二五九の三、二五九の四の一部、二六〇の三の一部、二六一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
古市字渡り瀬	古市字渡り瀬のうち二五九の二の一部、二五九の三、二五九の四の一部、二六〇の三の一部、二六一の一から二六一の三までの一部、二六一の四、二六一の五、二六二の一の一部、二六二の二の一部、二六二の三、二六二の四、二六三の一の一部、二六三の四、二六四の一、二六四の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに新山
古市字リンヂヂ	字アンセンノ前五六の三及びこれと一体をなす国有地
古市字庄畑	古市字リンヂヂのうち二六五の一、二六七の四の一部、二六八の二の一部、二六九の一から二六九の三までの一部、二六九の四、二七〇の一の一部、二七一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、古市字アンツケ二三九の一部、二四〇の一の一部、二四〇の二、二四〇の三、二四一の一の一部、二四二の二、二四二の三の一部及び二四二の四の一部、古市字八反田二五二の二の一部、二五二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、古市字渡り瀬二六一の一から二六一の三までの一部、二六一の四、二六一の五、二六二の一の一部、二六二の二の一部、二六二の三、二六二の四、二六三の一の一部、二六三の四及びこれらと一体をなす国有地、古市字後畑二七五の一から二七五の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに古市字大田三九二の一部、三九三の一部及びこれらと一体をなす国有地
古市字庄畑	古市字庄畑の全域、古市字赤畑二二三の一の一部、二二三の二の一部、二三四の一部及びこれらと一体をなす国有地、古市字アンツケ二二八の一部、二二九の一部、二三〇の三の一部、二三三から二三五まで、二三六の一部、二三七、二三八、二三九の一部、二四〇の一の一部、二四一の一の一部、二四二の一の一部、二四二の二の一部、二四三の一、二四三の二、二四四の一から二四四の三まで、二四五の一の一部、二四五の三及びこれらと一体をなす国有地、古市字八反田二四八の一の一部、二四八の二の一部、二四九の一の一部、二四九の三、二五〇の一の一部、二五〇の三、二五一の一の一部、二五一の三、二五二の一の一部、二五二の二の一部、二五二の三、二五二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、古市字山畑二九五の一、二九五の二、二九六、二九七、三〇四の一及び三〇四の二と一体をなす国有地の一部並びに古市字下り松三七三の四と一体

古市字後畑	をなす国有市の一部
古市字山畑	古市字後畑のうち二七五の二から二七五の三まで、二七六、二七七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
古市字下り松	古市字山畑のうち三二〇の二並びに二九五の一、二九五の二、二九六、二九七、三一九の一、三一四の二、三一八、三一九及び三二〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
古市字大田	古市字下り松のうち三七五の一の一部、三七五の二の一部、三七九の一の一部、三七九の二、三八〇の一の一部及び三八〇の二並びに三七三の四、三七五の二、三七九の一、三七九の二、三八〇の一及び三八〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
古市字スモウ	古市字大田のうち三九二の一部、三九三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、古市字アンツケ二三九の一部、古市字リンヂ二六九の二から二六九の三までの一部、二七〇の一の一部、二七一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、古市字後畑二七五の二から二七五の三までの一部、二七六、二七七の一部及びこれらと一体をなす国有地、古市字下り松三七五の一の一部、三七五の二の一部、三七九の二の一部、三八〇の一の一部及び三八〇の二並びに三七五の二、三七九の一、三七九の二、三八〇の一及び三八〇の二と一体をなす国有地の一部、古市字スモウ四〇六の一部、四一三の一部、四一四の一の一部、四一五の二及びこれらと一体をなす国有地、古市字カハラケ田四九〇と一体をなす国有地の一部並びに古市字三反田四九一の一部、四九二の一部及びこれらと一体をなす国有地
古市字流田	古市字流田のうち四二二から四二五までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、古市字スモウ四一〇から四一三までの一部、四一四の二の一部及び四一七の二の一部、古市字ドウ堀四三一の一の一部、四三二の一の一部、四三三の二の一部、四三三の二から四三三の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、古市字カハラケ田四八八の一の一部並びに四八八の一及び四八八の二と一体をなす国有地の一部並びに新山字藤ヶ崎三九九の一の一部、四〇〇の一の一部、四〇〇の二の一部、四〇三の一から四〇三の四までの一部及び四〇四の一部
古市字ドウ堀	古市字ドウ堀のうち四三三の一の一部、四三三の二の一部、四三三の二の一部、四三三の三の五までの一部、四三三の四の一部、四三三の五の一部、四三六の一の一部、四三六の二の一部、四三八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、古市字カハラケ田四八四の一部、新山字藤ヶ崎四〇三の二の一部、四〇三の五の一部、四〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに新山字藪ノ下四〇八、四〇九の一、四一〇及び四四四の三と一体をなす国有地
古市字カハラケ田	古市字カハラケ田のうち四八四の一部、四八八の一の一部及び四八九の二の一部並びに四八八の一、四八八の二、

	<p>四八九の二及び四九〇と一体をなす国有地の一部以外の区域、古市字下り松三七九の二の一部及び三七九の二の一部、古市字ドウ堀四三三の二の一部、四三三の三の一部、四三三の四の一部、四三五の一部、四三六の二の一部、四三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、古市字河原田四八一の一部、四八二の一部及びこれらと一体をなす国有地、古市字スモウ四〇六の一部、古市字三反田のうち四九一の一部、四九二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、古市字下り松西四九六の二の一部、四九六の二の一部、四九六の四、四九六の六から四九六の八まで及び四九六の九並びに古市字友長五二六の二の一部、五二六の三の一部、五二七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>古市字矢石</p>	<p>古市字矢石四四二、四四六及び四四七の一部</p>	<p>古市字河原田</p>	<p>古市字河原田のうち四七八の一部、四七九の二の一部、四八〇の一部、四八一の一部、四八二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、古市字塚田四六三の二の一部、四六三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、古市字河原田南四七〇の一部、四七二の二の一部、四七四の二の一部及び四七四の二、古市字友長五二六の二の一部、五二六の三の一部、五二七の一部、五二八の二、五二八の三、五二九の七及びこれらと一体をなす国有地並びに古市字コガノ木五六五の一部</p>	<p>古市字下り松西</p>	<p>古市字下り松西のうち四九六の二の一部、四九六の二の一部、四九六の四、四九六の六から四九六の八まで及び四九六の九以外の区域</p>	<p>古市字友長</p>	<p>古市字友長のうち五二六の二、五二六の三、五二七、五二八の二、五二八の三、五二九の七及びこれらと一体をなす</p>		
<p>古市字河原田南</p>	<p>古市字河原田南のうち四七〇の一部、四七二の二の一部、四七四の二の一部及び四七四の二以外の区域、古市字矢石四四三から四四五まで、四四七の一部、四四八及びこれらと一体をなす国有地、古市字中江田の全域、古市字塚田のうち四六三の二の一部、四六三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、古市字河原田四七八の一部、四七九の二の一部、四八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、古市字コガノ木五六五の一部、五六六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに古市字大田ヶ平山六三五の一部並びに六三三、六三四及び六三五と一体をなす国有地の一部</p>	<p>古市字コガノ木</p>	<p>古市字コガノ木のうち五六五の一部、五六六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>古市字ツラセバ</p>	<p>古市字ツラセバのうち五七二並びに五七一及び五七二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>古市字山根田</p>	<p>古市字山根田のうち五七三の一部及び五七四の一部以外の区域、古市字柿田五八九並びに古市字流田南六二五の一部及び六二六の一部</p>	<p>古市字ツラセバ西</p>	<p>古市字ツラセバ西の全域、古市字ツラセバ五七二並びに五七一及び五七二と一体をなす国有地の一部、古市字山根田五七三の一部及び五七四の一部、古市字流田南六二二の一部、六二三の一部、六二四、六二五の一部、六二六の一部、六二七及びこれらと一体をなす国有地並びに古市字細田六四九と一体をなす国有地の一部</p>	<p>古市字柿田</p>	<p>古市字柿田のうち五八九以外の区域</p>

古市字前田南	古市字前田南六七二の一部、六七三から六七六まで及びこれらと一体をなす国有地、古市字流田南六一八から六一〇まで、六二二の一部、六二二、六二三の一部及びこれらと一体をなす国有地、古市字前田六五一の一部、六五二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに古市字細田六四六、六四九及び六五〇と一体をなす国有地の一部
古市字前田	古市字前田のうち六五一の一部、六五二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、古市字前田南のうち六七二の一部、六七三から六七六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに古市字細田六四四及び六五〇と一体をなす国有地の一部
古市字細田	古市字細田のうち六四四、六四六、六四九及び六五〇と一体をなす国有地以外の区域
古市字大田ヶ平山	古市字大田ヶ平山のうち六三五の一部並びに六三三、六三四及び六三五と一体をなす国有地の一部以外の区域
新山字アンセンノ前	新山字アンセンノ前のうち五六三、五九の二の一部、六〇の一部、六一の一部、六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに新山字ウシ池三四九の三の一部
新山字谷口	新山字谷口のうち一九一の二の一部、一九二の二の一部、一九三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、新山字谷ノ下二〇二の二、二〇二の二、二〇三、二〇九の二、二一〇の二、二一〇の二、二一一の二、二一一の二、二二二、二二三、二二七から二二九まで及びこれらと一体をなす国有地、新山字ウシヤ山二二〇の一部並びに新山字ルイノ出口三二二の一部、三三二から三三八まで、三三九の二、三三九の二、三三三、三三三、三三四の一部、三三三
新山字谷ノ下	七から三三九までの一部及びこれらと一体をなす国有地
新山字ウシヤ山	新山字谷ノ下のうち二〇二の二、二〇二の二、二〇三、二〇九の二、二一〇の二、二一〇の二、二一一の二、二一一の二、二二二、二二三、二二七から二二九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
新山字ウシヤ山	新山字ウシヤ山のうち二二〇の一部以外の区域
新山字ルイノ出口	新山字ルイノ出口三一七の二、三一七の二、三一八から三二〇まで、三二二の一部、三三〇、三三一及びこれらと一体をなす国有地の一部
新山字山田	新山字山田のうち三〇一、三〇二及び三〇三と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに新山字ルイノ出口三三四の二、三三五、三三六から三三九までの二、三四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
新山字ウシ池	新山字ウシ池のうち三四九の三の一部、三五五の三、三五五の七、三五六の二、三五七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、新山字アンセンノ前五九の二の一部、六〇の一部、六一の一部、六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、新山字谷口一九一の二の一部、一九二の一部、一九三の一部及びこれらと一体をなす国有地、新山字山田三〇一、三〇二及び三〇三と一体をなす国有地、新山字ルイノ出口三三六の一部、三三九の二の一部、三四〇の二、三四〇の二の一部、三四一の一部及びこれらと一体をなす国有地、新山字細田三五八の二の一部、古市字渡り瀬二六四の二、二六四の三及びこれらと一体をなす国有地並びに古市字リンヂ二六五の二一及びこれらと一体をなす国有地

<p>新山字細田</p>	<p>新山字細田のうち三五八の二の区域、新山字山田三〇三と一体をなす国有地、新山字ルイノ出口三四一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに新山字ウシ池三五七の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>新山字藤ヶ崎</p>	<p>新山字藤ヶ崎のうち三八三の三の一部、三八四から三八六までの一部、三八七の二の一部、三八七の三、三九九の二の一部、四〇〇の二の一部、四〇〇の三の一部、四〇〇の四の一部、四〇〇の五までの一部、四〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>新山字藪ノ下</p>	<p>新山字藪ノ下のうち四〇八、四〇九の二、四一〇及び四四四の三と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>新山字アテノ木</p>	<p>新山字アテノ木のうち五二二から五二五までの一部、五二七の二の一部、五三三の二の一部、五三三の三、五三三の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに新山字藤ヶ崎三八三の三の一部、三八四から三八六までの一部、三八七の二の一部及び三八七の二</p>
<p>新山字柿ノ木</p>	<p>新山字柿ノ木のうち五三二の二、五五一から五五五までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、新山字アテノ木五三一の三及び五三一の五、新山字山畑ヶ五七五の一部及びこれと一体をなす国有地並びに新山字掛ノ前七三九の二の一部及び七四〇の二の一部</p>
<p>新山字山畑ヶ</p>	<p>新山字山畑ヶのうち五六四の一部、五七五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五六四、五六七、五六九及び五七〇と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに新山字柿ノ木五五一の一部、五五二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>新山字松ノ前</p>	<p>新山字松ノ前のうち五六一の二の一部及び五六一の二の</p>
<p>新山字兼廣</p>	<p>一部以外の区域、新山字柿ノ木五五二から五五五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、新山字山畑ヶ五六四の一部、五七五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五六四、五六七、五六九及び五七〇と一体をなす国有地の一部、新山字兼廣六〇七の二、六一六、六一九、六一九の二及び六二〇と一体をなす国有地の一部、新山字サツヘイ六七八の二と一体をなす国有地の一部並びに新山字掛ノ前七三八の二、七三九の二の一部及び七四〇の二の一部</p>
<p>新山字サツヘイ</p>	<p>新山字兼廣のうち六〇七の二、六一六、六一九、六一九の二及び六二〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>新山字川添</p>	<p>新山字サツヘイのうち六七八の三及び六七八の五並びに六七八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、新山字松ノ前五六一の二の一部及び五六一の二の一部並びに新山字兼廣六二〇と一体をなす国有地の一部</p>
<p>新山字八反畑</p>	<p>新山字川添のうち六七九の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、新山字サツヘイ六七八の三の一部及び六七八の五並びに新山字青木ヶ本九八一の二の一部及び九八一の六の一部</p>
<p>新山字八反畑</p>	<p>新山字八反畑のうち七〇四の一部、七〇五の二の一部、七〇五の三、七〇六、七〇七、七〇八の一部、七〇九の一部、七二二の一部、七二四の一部、七二五の一部、七二八の一部、七二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、新山字新山七七七の二から七七七の三までの一部、七七七の五の一部、七七七の六及び七七九の二の一部並びに七七七の二、七七七の三及び七七九と一体をなす国有地の一部並びに新山字青木ヶ本九七〇の二の一部、九七二の二、九七四の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>新山字掛ノ前</p>	<p>新山字掛ノ前のうち七三八の一、七三九の一、七四〇の一、七四三から七四五までの一部、七四七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、新山字アテノ木五二二から五二五までの一部、五二七の一の一部、五三一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、新山字柿ノ木五三二の二及びこれと一体をなす国有地並びに新山字加登田七五一の一部、七五一の二の一部、七五二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>新山字加登田</p>	<p>新山字加登田のうち七五一の一部、七五一の二の一部、七五二の一部、七七三の一部、七七四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、新山字アテノ木五二二の一部及びこれと一体をなす国有地、新山字掛ノ前七四三から七四五までの一部、七四七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに新山字寺ノ前八四〇から八四二までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>新山字寺ノ前</p>	<p>新山字寺ノ前のうち八三八から八四二までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八二八及び八二九と一体をなす国有地の一部以外の区域、新山字加登田七七三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに新山字新山北畑八〇七の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>新山字新山北畑</p>	<p>新山字新山北畑のうち七九六の一部、七九七の一の一部、七九九の一の一部、八〇〇、八〇一の一部、八〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、新山字加登田七七三の一部、七七四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、新山字新山七七五の一の一部、七七六の一の一部、七七七の一の一部、七七八の一部、七九七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに新山字寺ノ前八三八の一部及び八三九の一部並びに八二八、八二九及び八三八と一体をなす国有地の一部</p>
<p>新山字新山</p>	<p>新山字新山のうち七七五の一の一部、七七六の一の一部、七七七の一から七七七の三までの一部、七七七の五の一部、七七七の六、七七八の一部、七七九の一部、七八八の一部、七八九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、新山字八反畑七〇四の一部、七〇五の一の一部、七〇七から七〇九までの一部、七一二の一部、七二四の一部、七二五の一部、七二八の一部、七二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに新山字新山北畑七九六の一部、七九七の二の一部、七九九の二の一部、八〇〇及び八〇一の一部</p>
<p>新山字神田</p>	<p>新山字神田のうち八八一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、新山字八反畑七〇五の一の一部、七〇五の二、七〇五の三、七〇六及び七〇七の一部、新山字新山七八八の一部、七八九の一部及びこれらと一体をなす国有地、新山字西神田八八五の一の一部、八八六から八八八までの一部及びこれらと一体をなす国有地、新山字中島九六六の三及びこれと一体をなす国有地並びに新山字青木ケ本九六七の一、九六七の二、九六八の一、九六八の二、九六九の一、九六九の二、九七〇の二の一部、九七〇の四、九七一の五及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>新山字西神田</p>	<p>新山字西神田のうち八八五の一の一部、八八六から八八八までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、新山字神田八八一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに新山字豆腐屋八九七の一の一部</p>
<p>新山字豆腐屋</p>	<p>新山字豆腐屋のうち八九七の一の一部以外の区域</p>
<p>新山字中島</p>	<p>新山字中島のうち九六二の一の一部、九六六の一の一部、九六六の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、新山字青木ケ本九七〇の一の一部、九七一の一の一部、九七六の一部、九七七の一部、九八二の一の一部及びこれらと</p>

<p>新山字青木ケ本</p>	<p>一体をなす国有地並びに新山字屋敷九八三の三の一部及び九八三の四の一部</p>
<p>新山字屋敷</p>	<p>新山字屋敷のうち九八三の三の一部及び九八三の四並びに九八三の三と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>新山字カハヤ原前北</p>	<p>新山字カハヤ原前北のうち一〇〇三の二の一部、一〇〇六の二の一部、一〇〇七の二の一部及び一〇〇八の一部以外の区域、新山字カハヤ原前北一〇〇九の一部、一〇一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに新山字西堀一〇五七の一部</p>
<p>新山字西堀</p>	<p>新山字カハヤ原前北のうち一〇〇九の一部、一〇一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、新山字カハヤ原前一〇〇三の二の一部及び一〇〇八の一部並びに新山字西堀一〇五七の一部</p>

<p>新山字四斗代</p>	<p>新山字四斗代のうち一〇五一の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>古市字赤畑、古市字アンツケ、古市字三反田、古市字中江田、古市字塚田及び古市字流田南</p>
<p>鳥取県告示第千二百二十一号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による淀江宇田川地区第四工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。</p> <p>昭和五十六年十二月四日 鳥取県知事 平 林 鴻 三</p>	
<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十六年二月九日現在の地番による。）</p>
<p>大字中西尾字村屋敷</p>	<p>大字中西尾字村屋敷のうち二四七の二の一部並びに二二三、二二三三、二四六、二四七の二、二五五の二及び二五五の七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>大字中西尾字天 王</p>	<p>大字中西尾字天王のうち二五七の一部、二五八の一部、二七二の内、二七三の一部、二七三の二の一部、二七四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字中西尾字村屋敷二四七の一の一部並びに二三二、二三三、二四六、二四七の一及び二五五の一と一体をなす国有地の一部、大字富繁字蝸牛六二の一の一部並びに大字中西尾字鷹ヶ平二八四の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字中西尾字鷹 ヶ平</p>	<p>大字中西尾字鷹ヶ平のうち二七七の一部、二七八の一部、二八〇の一部、二八一の一部、二八四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字中西尾字村屋敷二五五の一及び二五五の七と一体をなす国有地の一部、大字中西尾字天王二五七の一部、二五八の一部、二七二の内の一部、二七三の一の一部、二七三の二の一部、二七四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字富繁字鷹ヶ平三八、三九の一の一部、三九の二の一部、四〇の一部、四一、四二の一部、四三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字富繁字江原三一から三三までの一部、三四、三五の一部、三七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字西尾原字下江原二四七の一部</p>	<p>大字富繁字蝸牛</p>	<p>大字富繁字蝸牛のうち六二の一の一部以外の区域、大字富繁字鷹ヶ平四二の一部、四三の一の一部、四三の二、四四の一の一部、四四の二、四四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字中西尾字天王二七二の内の一部、二七三の一の一部、二七三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字富繁字鷹ヶ 平</p>	<p>大字富繁字鷹ヶ平のうち三八、三九の一の一部、三九の二の一部、四〇の一部、四一、四二の一部、四三の一の一部、四三の二、四四の一の一部、四四の二、四四の三の一部、四七の一の一部、四八、四九の一部及びこれらと一体</p>
<p>大字富繁字江原</p>	<p>をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字西尾原字下 江原</p>	<p>大字西尾原字下江原のうち二三五の一部、二三七の一部、二四三から二四七までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字西尾原字江原二四八の一部及び二四九の一部並びに大字西尾原字釜ヶ口二七四、二七五の一部、二七六の一部、二七七の一の一部、二七七の二の一部、二七八の一部、二七九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字西尾原字江 原</p>	<p>大字西尾原字江原のうち二四八の一部及び二四九の一部以外の区域、大字西尾原字釜ヶ口二五七の一部、二五八の一部、二六一の一部、二六一内の一の一部、二六二の一部、二七五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西尾原字下江原二四三から二四七までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字富繁字江原三一から三三までの一部並びに大字中西尾字鷹ヶ平二七七の一部、二七八の一部、二八〇の一部、二八一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字西尾原字釜 ヶ口</p>	<p>大字西尾原字釜ヶ口二五七の一部、二五八の一部、二五九、二五九内第一、二六〇、二六〇内一、二六一の一部、二六一内一の一部、二六二の一部、二六三、二六四、二六四内一、二六五の一部、二六五内第一の一部、二六六、二六六内一、二六七の一部、二六八、二六九の一部、二七〇</p>

<p>大字西尾原字後 阪</p>	<p>の1部、二七二の1部、二七三、二七五の1部、二七六の1部、二七七の1の1部、二七七の2の1部、二七八から二八二までの1部、二八四の1部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字西尾原字後阪のうち二八六、二八六の一、二九四、三〇一、三〇一内第一及びこれらと一体をなす国有地の1部以外の区域</p>
<p>大字西尾原字下 八反田</p>	<p>大字西尾原字下八反田のうち三〇二の1部、三〇二内第一、三〇二次一の1部、三〇三の1部、三〇三次一の1部、三〇七の1から三〇七の三までの1部、三〇八の1の1部、三〇八の2、三〇九の1の1部、三一四の1部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字西尾原字釜ケ口二六五の1部、二六五内第一の1部、二六七の1部、二六九の1部、二七〇の1部、二七一、二七二の1部、二八〇から二八二までの1部、二八三、二八四の1部、二八五及びこれらと一体をなす国有地並びに大字西尾原字後阪二八六、二八六の一、二九四の1部及びこれらと一体をなす国有地の1部</p>
<p>大字西尾原字五 反田</p>	<p>大字西尾原字五反田のうち三三三の1部、三三三の1部、三三四の1の1部、三三四の2の1部、三三七の1の1部、三三七の2の1部、三三八の1、三三八の2、三三九の1部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字西尾原字後阪二九四の1部、三〇一、三〇一内第一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字西尾原字下八反田三〇二の1部、三〇二内第一、三〇二次一の1部、三〇三の1部、三〇三次一の1部、三〇七の1から三〇七の三までの1部、三〇八の1の1部、三〇八の2、三〇九の1の1部、三一四の1部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字西尾原字郭 公坂</p>	<p>大字西尾原字郭公坂のうち三五〇から三五二までの1部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字西尾原字五反田三三三の1部、三三三の1部、三三四の1の1部、三三四の2の1部、三三七の1の1部、三三七の2の1部、三三八の1、三三八の2、三三九の1部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字西尾原字馬尾阪三七五の1部、三七六の1部、三七七の1の1部、三七七の4の1部、三七八の1の1部、三七八の3の1部、三七九の1の1部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字西尾原字馬 尾阪</p>	<p>大字西尾原字馬尾阪のうち三七四から三七六まで、三七七の1から三七七の四まで、三七八の1から三七八の三まで、三七九の1から三七九の三まで、三八〇、三八一、三八二の1から三八二の三まで、三八三の1、三八三の2、三八四、三九五の1、三九五の2、三九六、三九七、三九八の1、三九八の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字西尾原字井 手ノ下</p>	<p>大字西尾原字井手ノ下の全域、大字西尾原字郭公坂三五〇から三五二までの1部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字西尾原字馬尾阪三七四、三七五の1部、三七六の1部、三七七の1の1部、三七七の2、三七七の3、三七七の4の1部、三七八の1の1部、三七八の2、三七八の3の1部、三七九の1の1部、三七九の2、三七九の3、三八〇、三八一、三八二の1から三八二の三まで、三八三の1、三八三の2、三八四、三九五の1、三九五の2、三九六、三九七、三九八の1、三九八の2及びこれらと一体をなす国有地</p>

鳥取県告示第千二百二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、中山町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による中山地区第二工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十四年十二月一日現在の地番による。）
下甲字植松	下甲字植松のうち一二及びこれと一体をなす国有地以外の区域
下甲字ベヒベヒ	下甲字ベヒベヒのうち四九、四九次一、五〇、五〇次一、五一、五二の一から五二の三まで、五二次一、五三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下甲字樋尻垣	下甲字樋尻垣のうち二三八の一部、二三八次一の一部、二二九の一部、二四一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下甲字植松一二及びこれと一体をなす国有地、下甲字ベヒベヒ四九、四九次一、五〇、五〇次一、五一、五二の一から五二の三まで、五二次一、五三及びこれらと一体をなす国有地、下甲字袋尻二三五の一部、二三五次一の一部、二二六の一部、二二七の一部及びこれらと
下甲字樋尻垣畑	一体をなす国有地、下甲字樋尻垣畑二四三、二四三次一、二四四の一）合併及びこれらと一体をなす国有地の一部、下甲字五反田二七〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに下甲字川越二一九の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
下甲字川越	下甲字川越のうち二一九の一部、二二二の一部、二二二の一、二二二の二、二二三の一部、二二三次一、二二四の一の一部、二二四の二の一部、二二五の一部、二二六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下甲字尻谷一一九から一二一まで、一二一次一及びこれらと一体をなす国有地並びに下甲字東吹上ケ二〇四の一部、二〇五の一部、二〇五の一の一部、二〇六、二〇七の一部、二〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地
下甲字尻谷	下甲字尻谷のうち一一九から一二一まで、一二二次一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下甲字西下山	下甲字西下山のうち一八九の一の一部、八八七の二の一部、八八八、八八九、八八九の一、八九〇、八九一の一の一部、八九一の二の一部、九〇〇の一部、九〇一、九〇二、九〇二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下甲字東吹上ケ	下甲字東吹上ケのうち二〇四の一部、二〇五の一部、二〇五の一の一部、二〇六、二〇七の一部、二〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下甲字川越二二二の一部、二二二の一、二二二の二、二二三の一部、二二三次一、二三四の一の一部、二三四の二の一部、二二五の一部、二二六の一部及びこれらと一体をなす国有地、下甲

<p>下甲字五反田</p>	<p>下甲字五反田のうち二七〇の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、下甲字樋尻垣垣二五九の一部、下甲字樋尻垣二三八の一部、二三八次一の一部、一三九の一部、二四一の一部及びこれらと一体をなす国有地、下甲字川越二二六の一部、下甲字袋尻二二八から二三〇までの一部、二三〇の一、二三〇の二、二三一から二三四まで、二三五の一部、二三五次一の一部、二三六の一部、二三七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、下甲字関上ヶ三四〇の一部及びこれと一体をなす国有地、下甲字寺ノ後口二九五、二九五次一、三三二、三三二次一、三三三の一部、三三四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三三〇の一及び三三〇の二と一体をなす国有地の一部、下甲字寺ノ上二九四の一と一体をなす国有地の一部並びに下甲字中瀬二七四、二七五、二七五次一、二七六から二七八まで、二七九の一、二八一の一、二八二、二八三の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>下甲字中瀬</p>	<p>下甲字中瀬のうち二七四、二七五、二七五次一、二七六から二七八まで、二七九の一、二八一の一、二八二、二八三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下甲字関上ヶ三四一の一部、三四二、三四二次一、三四三、三四三次一、三四四、三四五、三四五次一、三四五次二、三四六の一部、三四六次一の一部、三四七の一部及びこれらと一体をなす国有地、下甲字小溝一九〇の一部、一九〇次二の一部、一〇九の三、一九〇次三、一九四の一部、一九五の一部、一九五次一、一九五次二、一九六、一九六次一及びこれらと一体をなす国有地並びに下甲字西下山一八九の一の一部、八八七の二の一部、八八八、八八九、八八九の一、八九〇、八九一の二の一部、八九一の二の一部、九〇〇の一部、九〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>下甲字寺ノ上</p>	<p>三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 下甲字寺ノ上のうち二九四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>下甲字寺ノ後口</p>	<p>下甲字寺ノ後口のうち二九五、二九五次一、三三二、三三二次一、三三三の一部、三三四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三三〇の一及び三三〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>下甲字関上ヶ</p>	<p>下甲字関上ヶのうち三四〇の一部、三四一の一部、三四二、三四二次一、三四三、三四三次一、三四四、三四五、三四五次一、三四五次二、三四六の一部、三四六次一の一部、三四七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下甲字袋尻二二〇の一部及びこれと一体をなす国有地、下甲字寺ノ後口三三四の一部及びこれと一体をなす国有地、下甲字小溝一九三から一九五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、下甲字垣尻三五一から三五三までの一部、三五六の一部、三五七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下甲字北出口三六八の一の一部、三六八の二の一部、三六八の三及びこれらと一体をなす国有地並びに三六八の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>下甲字垣尻</p>	<p>下甲字垣尻のうち三五一から三五六まで、三五七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>下甲字濱ノ上</p>	<p>下甲字濱ノ上のうち一八一の二の一部、一八二の一部、一八三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下甲字西下山一八九の一の一部、九〇一の一部、九〇二、九〇二の一及びこれらと一体をなす国有地、下甲字小溝一九〇の一部、一九〇の一、一九〇の二、一九〇次一、一九〇次二の一部、一九一、一九一次一、一九二、一九二次一、一九三の一部、一九四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>		

赤坂字道上	<p>なす国有地の一部、赤坂字東澤七三の一部、七四、七五、七六の一部、七八の一部、七九、八〇の一、八〇の二、八一から八九まで、九〇から九二までの一部、九三、九四の一部、九五の一部、一〇一から一〇三までの一部、一〇四から一〇六まで、一〇七の一部、一〇八の一、一〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤坂字高木一三六の二及びこれと一体をなす国有地並びに下甲字圓明田二六三の二と一体をなす国有地の一部</p>
赤坂字下道上	<p>赤坂字道上のうち六七から七〇まで、七〇の一、七一、七二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>赤坂字下道上のうち五〇から五三まで、五五、五五の六、五五の八、五八、五八の一、五九から六一まで及びこれらと一体をなす国有地並びに六二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
赤坂字東澤	<p>赤坂字東澤のうち七三の一部、七四、七五、七六の一部、七八の一部、七九、八〇の一、八〇の二、八一から八九まで、九〇から九二までの一部、九三、九四の一部、九五の一部、一〇一から一〇三までの一部、一〇四から一〇六まで、一〇七の一部、一〇八の一、一〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、赤坂字道上七二の一部及びこれと一体をなす国有地、赤坂字下道上五〇、五一から五三までの一部、五五、五五の六、五五の八、五八、五八の一、五九から六一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、赤坂字斧ヶ墓四一から四三までの一部、四三内の一、四七の一、四八、四八の一、四九及びこれらと一体をなす国有地並びに田中文字西谷田八三三の一部、八三五の一部、八三五次一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
赤坂字斧ヶ墓	<p>赤坂字斧ヶ墓のうち三九の六、四一から四三までの一部、四三内の一、四七の一、四八、四八の一、四九及びこれらと一体をなす国有地並びに三九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、赤坂字谷田西張三七の一、三八の一及びこれらと一体をなす国有地、田中文字西植松八三一及び八三一内第一と一体をなす国有地の一部並びに田中文字西谷田八三三の一、八三三の三、八三三の四、八三三の一部、八三四、八三五の一部、八三五次一の一部、八三六の一、八三七の一、八三八の二、八四〇の一から八四〇の四まで、八四一の三、八四一の四及びこれらと一体をなす国有地並びに八四五の五と一体をなす国有地</p>
赤坂字谷田西張	<p>赤坂字谷田西張のうち三七の一、三八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
赤坂字高木	<p>赤坂字高木のうち一三六の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
田中文字西植松	<p>田中文字西植松のうち八三一及び八三一内第一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
田中文字西谷田	<p>田中文字西谷田のうち八三二の一、八三二の三、八三二の四、八三三から八三五まで、八三五次一、八三六の一、八三七の一、八三八の二、八四〇の一から八四〇の四まで、八四一の三、八四一の四、八四二の一の一部、八四六の一、八四六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに八三二の二、八三八の一、八三八の五、八三九の一、八三九の三、八四二の一、八四二の三及び八四五の五と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに田中文字上谷田八五〇の二及びこれと一体をなす国有地</p>
田中文字上谷田	<p>田中文字上谷田のうち八四七の二、八五〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

田中宇谷田	<p>田中宇谷田のうち六五二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、田中宇上谷田八四七の二及びこれと一体をなす国有地、田中宇西谷田八四二の一の一部、八四六の一、八四六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに八三二の二、八三八の一、八三八の五、八三九の一、八三九の三、八四二の一及び八四二の三と一体をなす国有地の一部、田中宇マタゲ六四九の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに田中宇芋田六七五次一、六七五の二、六七五の三の一部、六七六の一部、六七七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
田中宇マタゲ	<p>田中宇マタゲのうち六四八の二、六四九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
田中宇芋田	<p>田中宇芋田のうち六七五次一、六七五の二、六七五の三の一部、六七六の一部、六七七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、田中宇マタゲ六四八の二、六四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに田中宇内垣六二六の一部、六二七の一部、六二八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
田中宇内垣	<p>田中宇内垣のうち六二六の一部、六二七の一部、六二八の二の一部、六三三の一部、六三六の一、六三七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
田中宇西屋敷	<p>田中宇西屋敷の全域、田中宇内垣六三五の一部、六三六の一、六三七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに田中宇越ノ前四九六の一部、五〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四九六、五〇二及び一〇七四の一と一体をなす国有地の一部</p>
田中宇越ノ前	<p>田中宇越ノ前のうち四九六の一部、四九七の一の一部、</p>
田中宇芦垣	<p>五〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四九六、五〇二及び一〇七四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、田中宇堂垣三九七の一の一部、三九七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三九七の二と一体をなす国有地の一部並びに田中宇芦垣三四八の一部、三四八の一、三四九の一部、三五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
田中宇井手領	<p>田中宇井手領のうち三三四の一、三三五、三三六の一部、三五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、田中宇門田三五一の一部、三五一の一、三五二の一部、三五三の一部、三五四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに田中宇井手領三三四の一の一部、三三五の一部、三三六の一、三三六の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
田中宇澤ノ北	<p>田中宇澤ノ北のうち二四八の二、二五一の一、二五二、二五三、二五四の一、二五五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
田中宇門田	<p>田中宇門田のうち三五一の一部、三五一の一、三五二の一部、三五三の一部、三五四の一部、三五五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、田中宇井手領三三四の一の一部、三三五の一部及びこれらと一体をなす国有地、田中宇澤ノ北二四八の二、二五一の一、二五二、二五三、二五四の一、二五五の一及びこれらと一体をなす国有地、田中宇原ノ田二一一の一、二一二の一部、二一三、二一四の一部、二一八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、田中宇東中野口二〇三の一部、二〇四の一部、二〇五から二〇九まで、二〇九の一の一部、二一〇の</p>

田中宇蛇谷頭	四七三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、田中宇スマ田四八〇のの一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに田中宇西濱四〇四のの一の一部及びこれと一体をなす国有地
田中宇前澤	田中宇蛇谷頭のうち三七七から三七九まで、三七九次一、三八〇、三八一、三八二のの一、三八二の二の一部、三八三のの一、三八四の二、三八五の二、三八六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三八四の一及び三八四の四と一体をなす国有地の一部以外の区域
田中宇西濱	田中宇前澤のうち四二一、四二九の四、四三〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四三〇及び四三一と一体をなす国有地の一部以外の区域
田中宇東濱	田中宇西濱のうち四〇四のの一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、田中宇蛇谷頭三七七から三七九までの一の一部、三七九次一の一部、三八〇、三八一の一部、三八三のの一の一部、三八四の二、三八五の二、三八六の二及びこれらと一体をなす国有地、田中宇堂垣三八八の二と一体をなす国有地の一部、田中宇榎ノ前四七〇のの一、四七〇のの一の一部及び四七一の一部、田中宇前澤四二一、四二九の四の一部、四三〇のの一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに御崎宇阿彌蛇山三七七の一部、三七次一、三九のの一、四〇内の一の一部、四〇次二の一部、四五の二、四五次一、四六、四六の二、四六次一、四七、四八の一部、四九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三九、三九の二から三九の四まで、三九の六、三九の七及び五五八と一体をなす国有地の一部
田中宇下野口尻	一七八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六八及び一六九と一体をなす国有地の一部以外の区域、田中宇高田澤三七六のの一から三七六の三まで、三七六の四の一部、三七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、田中宇蛇谷頭三七七から三七九までの一部、三七九次一の一部、三八一の一部、三八二の二、三八二の二の一部、三八三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、田中宇下野口尻一〇六五のの一から一〇六五の三まで、一〇六五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに御崎宇東濱ノ上頭五四〇次一の一部、五四〇次一内の一の一部、五五〇のの一の一部、五五一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五四六の九と一体をなす国有地の一部並びに御崎宇阿彌蛇山五五八と一体をなす国有地の一部
田中宇清水尻	田中宇下野口尻のうち一〇五六の二の一部、一〇五六の五、一〇五七の八、一〇五七の二、一〇五九の二の一部、一〇六〇の二、一〇六〇の八、一〇六〇の九、一〇六五の二から一〇六五の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一〇六二の二、一〇六二の二、一〇六三の二から一〇六三の三まで、一〇六四の二及び一〇六四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
田中宇釧野	田中宇清水尻のうち一〇五三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一〇五三と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに田中宇下野口尻一〇五六の二の一部、一〇五六の五及びこれらと一体をなす国有地の一部
御崎宇濱ノ上頭	田中宇釧野のうち九六八、九七二の二、九七二の二、九七二の内第二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
御崎宇濱ノ上頭	御崎宇濱ノ上頭のうち五二〇の二の一部、五二一、五二二、五二二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、御崎宇濱ノ上二五の一部及びこれと一体をなす国有地、御崎

<p>御崎字洞ノ元</p> <p>御崎字洞ノ元のうち五六の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに五一、五二、五四、五五及び五六と一体をなす国有地の一部以外の区域、御崎字東山根五八の一部及びこれと一体をなす国有地の一部、御崎字阿彌陀山四五の一部、四八の一部、四九の一部、五六八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに田中宇前澤四二九の四の一部、四三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>御崎字小松原</p> <p>御崎字小松原のうち(一三三の二) 合併、一三三の二から一三三の三まで、一三四から一四一まで及びこれらと一体をなす国有地並びに(一三〇次) 合併と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>御崎字下田ノ澤</p> <p>御崎字下田ノ澤のうち二八三、二八三の一、二八四の一、二八四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二八五(一) 合併と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>御崎字上ノ澤</p> <p>御崎字上ノ澤のうち二九七、二九八、三〇〇、三〇〇次一、三〇一の一及び三〇一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>御崎字海道ノ下</p> <p>御崎字海道ノ下の全域、御崎字宮ノ上七〇、七一の一及び七一次と一体をなす国有地の一部、御崎字洞ノ元五一、五二、五四、五五及び五六と一体をなす国有地の一部、御崎字小松原(一三三の二) 合併、一三三の二から一三三の三まで、一三四から一四一まで及びこれらと一体をなす国有地並びに(一三〇次) 合併と一体をなす国有地の一部、御崎字下田ノ澤二八三、二八三の一、二八四の一、二八四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに(二八五次) 合併と一体をなす国有地の一部、御崎字下澤上通の全域、御崎字上ノ澤二九七、三〇〇、三〇〇次一、三〇一の一及び三〇一の二と一体をなす国有地の一部、御崎字澤ノ西通二九</p>
<p>御崎字立道ノ西</p> <p>御崎字立道ノ西一四七、一四八及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>御崎字宮ノ上</p> <p>御崎字宮ノ上のうち七二、七三の一、七三の二、七四の一、七五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七〇、七一の一及び七一次と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>御崎字土居ノ西</p> <p>御崎字土居ノ西一六四から一六七まで、五九二、五九二の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一六八と一体をなす国有地の一部</p>	<p>御崎字向田</p> <p>御崎字向田二五三の一部、二五四の一部、二五五及びこれらと一体をなす国有地、御崎字土居ノ西一五八から一六二まで、一六二の一、一六二の二、一六三、一六三の一、一六八、一六九の一部、一七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、御崎字立道ノ西一四九の一部、一五〇の一部、一五〇の一の一部、一五一の一部、一五二の一部、一五三、一五四、一五五の一部、一五六、一五六の一、一五六次一、一五七及びこれらと一体をなす国有地並びに御崎字下澤北通二五六、二五八から二六四まで、二六五の一部、二六五の一、二六六、二六七、二六八の一部、二六九の一部、二</p>	

御崎字一窪田	<p>御崎字一窪田のうち二四六の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、御崎字松山頭三八四の一部、三八五の一部、三九九の一部及びこれらと一体をなす国有地、御崎字西澤尻四三四の一部、御崎字植松尻三六四から三七四まで、三七四の一、三七五から三七七まで、三七七の一、三七八、三七八〇合併、三八一の一部、三八一の一、三八一の二、三八一の三の一部、三八二の一の一部、三八二の二、三八三の一部及びこれらと一体をなす国有地、御崎字上澤二九七及び二九八と一体をなす国有地の一部、御崎字澤ノ西通二九二、二九二の一の一部、二九三、二九四、二九四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、御崎字下澤北通二六五の一部、二六八の一部、二六九の一部、二七〇、二七一の一部、二七一の一、二七一の二、二七一の三の一部、二七五の一部、二七五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、御崎字向田二五〇から二五二まで、二五三の一部、二五四の一部及びこれらと一体をなす国有地、御崎字土居ノ西一七〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに御崎字蛇谷ノ上二三七の一の一部、二三七の二、二三七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>七一の一部、二七一の三の一部、二七一の四、二七二、二七三、二七七四合併の一部、二七五の一部、二七五の一の一部、二七八の一部、二八〇、二八一の一部、二八二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
御崎字松山頭	<p>御崎字松山頭のうち三八四の一部、三八五の一部、三八九の一部、三九〇の一部、三九一、三九二の一部、三九九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、御崎字一窪田二四六の一部及びこれと一体をなす国有地、御崎字植松尻三八一の一部、三八一の三の一部、三八二の一の一部、三八三の一部及びこれらと一体をなす国有地、御崎字西澤尻四三一の一の一部、四三二の一部、四三三、四三四</p>	<p>御崎字西澤尻のうち四三一の一の一部、四三二の一部、四三三、四三四の一、四三四次一、四三四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、御崎字松山頭三八九の一部、三九〇の一部、三九一、三九二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに御崎字中瀬四二二の一部及び四二二の一部</p>
御崎字龍ノ上	<p>御崎字龍ノ上のうち一八二の一部、一八三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、御崎字屋敷下通一〇五の一部及びこれと一体をなす国有地、御崎字給分の全域、御崎字土居ノ西一六九の一部、一七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六八と一体をなす国有地の一部、御崎字蛇谷ノ上二〇四から二〇八まで、二一一、二二七、二二七の一の一部、二二七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに御崎字松山ノ上一八五の一部、一九二の一部、一九二の一の一部、一九三の一部、一九四から二〇〇まで、二〇〇の一、二〇一から二〇三まで及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>御崎字中瀬のうち四一四の一部、四二二、四二二の二から四二二の三まで、四二三、四二三の一、四二四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
御崎字中瀬	<p>御崎字中瀬のうち四一四の一部、四二二、四二二の二から四二二の三まで、四二三、四二三の一、四二四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>御崎字蛇谷ノ上のうち二〇四から二〇八まで、二一一、二二七、二二七の一から二二七の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

御崎字屋敷下通

御崎字屋敷下通のうち一〇五の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域

御崎字下モ山

御崎字下モ山のうち五九八の一部以外の区域

御崎字松山ノ上

御崎字松山ノ上のうち一八五の一部、一九二の一部、一九二の二の一部、一九三の一部、一九四から二〇〇まで、二〇〇の一、二〇一から二〇三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、御崎字瀧ノ上一八二の一部、一八三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに御崎字下モ山五九八の一部

廃止する字の名称

下甲字小溝、下甲字袋尻、下甲字西澤駄道ノ上、下甲字湯尻、下甲字堂垣、下甲字西三反田、赤坂字小鴨田、田中字東中野口、御崎字下澤上通、御崎字下澤北通、御崎字植松尻及び御崎字給分

鳥取県告示第千二百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、米子市古市三七四の一米子市成実土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る成実地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る中山地区第二工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る淀江字田川地区第四工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三